

教育委員会会議録

(定例会)

平成28年7月28日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	平成28年7月28日(木)		
2	場	所	教育委員会室		
3	開	会	午後1時00分		
4	出	席	委員	長	大谷幸男
			委員長職務代理者		石田有世
			委員		平澤奈古
			委員		野上武利
			委員		武田ちあき
			教育長		稲葉康久

5	議場	に出席した者			
			副教育長		村瀬修一
			管理部長		久保田章
			学校教育部長		五十嵐圭一
			生涯学習部長		平沼智
			生涯学習総合センター館長		戸張豊一
			中央図書館長		利根川雅樹
			教育総務課長		西林正文
			教職員課長		渡邊祐子
			教職員課副参事		岡村洋彦
			指導2課長		田邊泰
			健康教育課長		千葉裕
			北図書館長		長嶋寿
			ひまわり特別支援学校長		石川信和
			さくら草特別支援学校長		佐藤浩市

6	会議録署名委員	野上武利
---	---------	------

7 議事等の概要

大谷委員長 　ただ今から教育委員会会議を開会いたします。本日は傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。

書記 　いらっしゃいません。

大谷委員長 　本日の会議録の署名委員は、野上委員にお願いいたします。ここで、教育長から発言があります。

教育長 　本日の会議に追加案件として、報告第10号「さいたま市教職員の人事について」、報告第11号「さいたま市教職員の退職手当について」を提案いたします。

大谷委員長 　わかりました。

　本日の議案のうち、報告第10号、11号、議案第39号、40号は人事に関する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 　<異議なし>

大谷委員長 　それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げました報告及び議案は非公開といたします。

　本日の会議の順番ですが、まず、非公開である報告第10号、11号、議案第39号、40号について先議していただき、次に公開議案の第38号、41号の順で行います。

　それでは「教育長の報告」を行います。

教育長 　報告第10号「さいたま市教職員の人事について」、報告第11号「さいたま市教職員の退職手当について」は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、改正前のさいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、臨時代理いたしました。よって御報告します。

報告第10号 さいたま市教職員の人事について

報告第11号 さいたま市教職員の退職手当について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第39号 さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案の撤回を承認>

議案第40号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第38号 平成28年度教育委員会の点検・評価報告書について

大谷委員長

それでは、再開します。続きまして、議案第38号につきまして事務局から説明をお願いします。説明に際しては、ある程度のところで区切って、質疑の時間を設けたいと思います。

教育総務課長

議案書の1ページを御覧ください。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関することは、教育長に委任することができないとされており、本日、議案として上程するものでございます。

なお、説明につきましては、時間の都合もございまして、事前に本案について御覧いただいた際に御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについてとさせていただきます。

それでは、5ページをお開きください。下から6行目、児童への講話を実施した学校で教育委員が給食を喫食した場合は、その旨を書いた方がよいのではないかという御指摘を受け、「給食をとりながらの教職員との懇談、児童への講話などを行い、」と修正をいたしました。

続きまして、11ページをお開きください。下から5行目、全国学力・学習状況調査について、「特徴ある学校の成果の共有化」とはどのようなことかという御指摘を受け、「3年間連続して伸びが見られた学校の学力向上に係る教育活動をまとめ、「特徴ある学校の成果」として、各学校へ情報提供を行いました。」と修正をいたしました。

続きまして、13ページをお開きください。上から5行目、基礎学力定着プログラムについて、課題克服応援シートを教育研究所のホー

ムページに掲載した結果、どのような成果があったのかという御指摘を受け、「その結果、教員や土曜チャレンジスクール等の担当者からは、「ホームページからすぐにダウンロードでき、学年別に整理されていて使いやすい。」、「解答用紙には分かりやすい解説もあり、子どもが自ら取り組みやすい。」といった感想をいただいております。」と修正をいたしました。

上から11行目、新聞を活用した教育、NIEの活動の環境整備を推進した結果、どのような成果があったのかという御指摘を受け、「NIE活動の実践指定校では、新聞を活用した児童生徒主体の調査学習が行われるなど、新聞や社会的事象に関する児童生徒の興味・関心の高まりが見られました。」と修正をいたしました。

続きまして、14ページをお開きください。下から7行目、「よい授業の4つの因子」とは何かという御指摘を受け、「「よい授業」4つの因子」として、①授業マネジメント、②基礎アップ、③授業スキル、④アクティブ・ラーニングと挙げ、解説を載せております。

続きまして、16、17ページをお開きください。教科に関する調査の平均正答率一覧は、過去3年分の表を掲載すれば良いのではないのかという御指摘を受け、修正をいたしました。

続きまして、23ページをお開きください。上から1行目、人間関係プログラムについて、「信頼自己」とはどういうことかという御指摘を受け、「自己肯定感や自己効力感にかかわる因子」と修正をいたしました。

上から11行目、館岩自然の教室について、「その効果を数値化することができ、確実な成果として確認することができました」という書き方に違和感があり、数値化が最終目標ではなく、この項目でこういう数値が出て成果を確認することができたというのが普通の流れではないのかという御指摘を受け「「人の役に立つことは自分から行動に表すことができる」等の項目で体験活動後には、10ポイント以上の上昇が見られるなど、確実な成果として確認することができました。」と修正をいたしました。

続きまして、24ページをお開きください。上から10行目、道徳教育について、「家庭と連携を図る」とは、どういうことか、具体的な内容を書いた方が良いのではないのかという御指摘を受け、「小学校では100%の学校が、中学校では95%の学校が道徳の授業を地域や家庭に公開するなど、家庭と連携を図った道徳教育の推進が図られました。」と修正をいたしました。

上から12行目、道徳教育のゴールは子どもたちの変容であり、子どもに対してどのような影響があったのか、全国学力テストの指標を

使うなどして数値化できれば成果になるのではないかという御指摘を受け、「全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦している」の項目について、さいたま市の小学6年生は81.6%、中学3年生は74.7%、「自分には、よいところがある」の項目について、小学6年生は84.8%、中学3年生は76.5%が肯定的な回答をしており、いずれも全国の子どもたちと比較して5ポイント以上上回りました。」と修正をいたしました。

続きまして、26ページをお開きください。上から4行目、いじめ・不登校の問題について、努力したことの成果が書かれていないという御指摘を受け、「これら一連の取組をとおして、一人ひとりの児童生徒がいじめを自らの問題としてとらえ、その解決に向けて積極的に取り組む態度を身に付けさせる機会を提供し機運を高めるとともに、教職員の児童生徒理解に係るスキルの習得を図ることができました。」と修正をいたしました。

続きまして、32ページをお開きください。下から10行目、学校への訪問指導について、「教員の資質や指導力の向上、授業の充実が図られました」と書かれているが、なぜわかるのかデータに基づく根拠を書いてほしい、データディペンデントで表現する姿勢が大切であるという御指摘を受け、「全国学力・学習状況調査の「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」において、「授業の内容はよくわかる」と回答した児童生徒の割合が、調査を行った全ての教科で全国平均を平均4.3ポイント上回りました。」と修正をいたしました。

続きまして、35ページをお開きください。上から7行目、新体力テストの結果について、持久走の平均タイムは数値化して強調した方がよいのではないかという御指摘を受け、「中学校2年生男子は6分10秒52（1,500m）、中学2年生女子は4分30秒98（1,000m）で、いずれも全国トップレベルを記録することができました。」と修正をいたしました。

大谷委員長

それではここで、一旦区切らせていただきます。

23ページに「自己効力感」という言葉があり初めて聞く言葉ですが通常使われている言葉ですか。

学校教育部長

「自己効力感」は、言葉としては使われていますが、確認させていただきます。

野上委員

一般化しているかどうかですね。

武田委員

私もこの言葉は初見です。学会でも議論となるのは基本的な用語の使い方、一般の感覚からかい離したことを抽象的に説明しているとの誤解を生みかねないので、日常的な言葉にさせていただけるといいと思います。

大谷委員長

それでは教育総務課長、説明を続けてください。

教育総務課長

続きまして、42ページをお開きください。下から11行目、食育の推進の課題として、地域の人に給食の提供はできないのか、何らかの還元はできないのか、PRする機会はないのかという御指摘を受け、「加えて、地域の方々の学校給食に対する理解を深めることは、食育推進の重要な要素の1つであることから、防犯ボランティアや図書ボランティア等、地域の方々に給食を喫食する機会を設けるよう研修会で促しました。」と修正し、その成果についても、43ページ、上から5行目、「また、防犯ボランティアや農業委員会委員等、地域の方々にも「地元シェフによる学校給食」等を喫食いただきました。」と修正をいたしました。

続きまして、50ページをお開きください。上から13行目、防災教育について、災害時安心つながるカードをもう少し詳しく説明してほしいという御指摘を受け、「災害発生時に小学生が自分の身を守るための行動や中・高校生が避難所でできる行動例などについて記載した」と修正をいたしました。

続きまして、53ページをお開きください。上から7行目、トイレ洋式化の推進について、何年までに何%というような目標数値はあるのか、成果として書けるのなら検討してほしいという御指摘を受け、「トイレ洋式化については、平成29年度末の便器洋式化率55%を計画目標として推進してまいります。」と修正をいたしました。

続きまして、56ページをお開きください。上から6行目、生涯学習人材バンクについて、マッチング件数は、前年度の1件から40件と大分増えているが、成果はあったのかという御指摘を受け、「登録者の学習成果を活かせる場が増加しました。」と修正をいたしました。

続きまして、59ページをお開きください。上から9行目、人権教育について、「友達を大切にすることを育てることができました」と書かれているが、何を見てそう言えるのか、その根拠を書いてはという御指摘を受け、「学校生活の中で、困っている友達に声をかけ助けたり、友達が頑張ったことを認めるなど」と修正をいたしました。

続きまして、60ページをお開きください。上から2行目、子ども

短歌賞について、「短歌を作ってくれるよう」という表現は別の表現に改めてはという御指摘を受け、「同年代の子どもたちの作品に触れ、短歌のすばらしさを感じ、読むことの喜びや創作活動の契機となるよう」と修正をいたしました。

以上、事前に本案について御覧いただいた際に御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについて説明をさせていただきました。なお、説明を省略しました修正部分につきましても、可能な限りデータに基づく根拠を記載するなどして、成果がわかりやすく示されるよう努めております。

大谷委員長 42ページの「喫食」という言葉は通常使われる言葉でしょうか。

学校教育部長 一般的には使用されていない言葉だと思いますので、修正を検討します。

大谷委員長 同じページに、「機会を設けるよう研修会で促しました。」という記載がありますが、経費的には問題はないでしょうか。

学校教育部長 もちろん実費をいただいております。

武田委員 給食を体験というイメージがあって良くないのであれば例えば「実食」の方が実際に食べてみるということでもいいと思います。また、「喫食」を修正するのであれば7ページにも使用されていますので忘れずに修正していただきたいと思います。

大谷委員長 それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第38号は原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

<事務局職員入替え>

議案第41号 平成29年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

大谷委員長

それでは、再開します。続きまして、議案第41号につきまして事務局から説明をお願いします。

指導2課長

特別支援学校におきましては、いわゆる文部科学省検定済み教科書、文部科学省が著作権を有する著作図書、児童生徒の実態に応じて教育課程を編成する場合に活用する、学校教育法附則第9条に基づいた一般図書、この3種類を教科用図書として使用しております。本市2校の特別支援学校におきましては委員の皆様の前に置かせていただいている星の印がついている著作図書、そして一般図書の2種類を教科書として使用しております。

文部科学省が著作権を有する著作図書及び学校教育法附則第9条に基づいた一般図書につきましては、子どもの実態に応じた図書を活用する関係上、毎年度、学校ごとに採択しており、今年度も委員の皆様には採択の御審議をお願いすることとなります。

市立各特別支援学校におきましては、6月から7月までの期間、校長を中心に教科書選定委員会におきまして、学校の特色や児童生徒の実態に即しながら、綿密な調査・研究を実施し、平成29年度に使用を希望する教科書を選定いたしました。

次に、資料について御説明いたします。2種類御用意させていただきました。

資料1「平成29年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について」を御覧ください。採択していただくための調査資料をひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順に綴じてございます。学校ごとに、1ページ、23ページに選定方針を示しました。続きまして教科用図書一覧表、次にそれぞれの教科用図書の選定理由書を示してございます。

資料2でございますが、教科用図書採択に係る根拠法令、さいたま市立特別支援学校の教科用図書採択のスケジュール、そして文部科学省及び教育委員会からの通知等をまとめました。参考として御覧ください。

それでは、この後、学校ごとに資料の説明をいたします。説明の順番につきましては、ひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順でよろしいでしょうか。

大谷委員長

はい、結構です。それでは、ひまわり特別支援学校長から説明をお願いします。

ひまわり特別支

資料1の1ページを御覧ください。

援学校長

本校の教科用図書選定の経緯について、説明させていただきます。
さいたま市教育委員会から「平成29年度使用教科用図書の採択にともなう調査研究結果の提出について(平成28年6月18日付教学指2第722号)」の通知を受け、選定委員会を組織しました。

各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させていただいた以下の5点を選定方針として職員に周知し、「平成29年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について(平成28年6月8日付教学指2第708号)」の通知に基づき、慎重な選定作業を進めました。

1、特別支援学校学習指導要領、埼玉県特別支援学校教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。2、本校の学校教育目標『「かがやく子 今も未来も」明るい子 元気な子 学ぶ子』を達成するためには、生きてはたらく確かな学力が必要です。その定着のために、導入や題材、論の工夫がなされていること。3、教科書の選定に伴う市教育委員会通知「平成29年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書及び文部科学省著作図書の採択を十分考慮いたしました。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定させていただいております。4、高等部用教科書用図書については、全て学校教育法附則第9条の規定による図書を選定しております。小・中学部と同様に生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定させていただいております。5、選定に当たっては十分な調査研究を行うとともに安易な継続を避け、公正かつ適正の確保に万全を期すること、でございます。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査・研究を行ってまいりました。その結果、7月4日月曜日の教科書選定委員会に、本校として2ページから6ページまでの一覧表にある教科用図書を選定いたしました。

選定理由につきましては、7ページから22ページに掲載してございます。校長決裁により議案書のとおり提出させていただいたところでございます。

大谷委員長

それでは、次にさくら草特別支援学校長から、説明をお願いします。

さくら草特別支援学校長

資料1の23ページを御覧ください。

本校の教科用図書選定の経緯について、説明させていただきます。
さいたま市教育委員会から「平成29年度使用教科用図書の採択にと

もなう調査研究結果の提出について(平成28年6月18日付教学指2第722号)」の通知を受け、選定委員会を組織しました。

各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させていただいた以下の5点を選定方針として職員に周知し、「平成29年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について(平成28年6月8日付教学指2第708号)」の通知に基づき、慎重な選定作業を進めました。

1、特別支援学校学習指導要領、埼玉県特別支援学校教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。2、本校の学校教育目標「ノーマライゼーション社会において、もてる力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」を達成するために、児童生徒一人ひとりの実態に沿い、個々の学習課題に基づく指導目標の達成に適した教科用図書であること。3、教科書の選定に伴うさいたま市教育委員会通知「平成29年度使用教科書の採択について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書及び文部科学省著作図書の採択を十分考慮すること。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による図書として一般図書を選定すること。4、高等部用教科用図書は、全て学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。5、選定にあたっては、公正かつ適正の確保に万全を期すること、でございます。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査・研究を行ってまいりました。その結果、本校として24ページから26ページの一覧表にある教科用図書を選定いたしました。

選定理由につきましては、27ページから36ページに掲載してございます。校長決裁により議案書のとおり提出させていただいたところです。

大谷委員長 何か御意見等ございますか。

平澤委員 来年度からは、資料にその教科用図書が継続なのか否かがわかる印などをつけることはできないでしょうか。

大谷委員長 関連して、どのくらいの割合で新規で選定しているのでしょうか。

ひまわり特別支援学校校長 新規に選定した数でお答えしますが、検定教科書を使っている児童生徒はおりません。文科省著作の図書、いわゆる星本は新規で9点を選定いたしました。一般図書につきましては、新規で13点、ただし、

削除したものが19点ございます。選定の主な理由としましては、今まで使用していたものが絶版となり入手できなくなった点、児童生徒の実態及び障害の状態が違いますのでそれに適したものを選ぶという事で入替えや新規で選定したものがございます。

さくら草特別支援学校長 計算しましたところ、小学部は10.8%、中学部は16%です。

大谷委員長 来年度からは継続か否かについて資料に入れていただきますようお願いいたします。また、選定委員長は校長がついているのでしょうか、それから、選定委員のメンバーはどのように選ばれているのでしょうか。資料1の1ページ3番、2行目に「小・中学部においてはさいたま市選定」とありますが、「市選定」の意味を教えてください。続きまして、9条本ですが、障害のある子ども用の図書ということは関係なく、一般的に誰でも該当年齢のお子さんが使う図書なのか教えてください。

ひまわり特別支援学校長 選定委員会については、本校の委員長は私校長が務めており、副委員長は教頭、委員は教務主任、小学部・中学部・高等部の各主任合計6名です。2点目の市選定については、さいたま市の小・中学校で使用している教科書という意味です。

副教育長 「採択」が正しい表記でございます。

さくら草特別支援学校長 3つ目の9条本ですが、一般的に乳幼児の使うような本又は視覚に障害がある子どももおりますので、音の出るような絵本ということになります。

大谷委員長 障害のある方向けということではなく一般図書の中からということですか。

さくら草特別支援学校長 そのとおりです。

大谷委員長 さくら草特別支援学校の選定委員会はどうですか。

さくら草特別支援学校長 本校もひまわり特別支援学校と同様、校長が委員長、教頭が副委員長、他に教務主任、各学部及びブロックの代表が委員となっています。

平澤委員 教科書は個人に支給されるのではなく、学校に置いてあるのですか。また、継続されて採択された場合、毎年新しい本と入れ替わるのですか。

ひまわり特別支援学校長 基本的に小学部・中学部の子どもには無償で給与されております。高等部のお子さんは有償になりますが、障害がある子どもたちですので、就学奨励費ということで後から返ってくることとなります。また、同じ本が支給されることがないように、学校で一人ひとりに個票を作っております、12年間その子にあった適切な教科書を選んでおります。

平澤委員 例えば大型の本も一人ひとりに支給されるということでしょうか。

さくら草特別支援学校長 そのとおりでございます。通常、家に持ち帰るのでなく教室に置いておき、学年が終わりますと家に持ち帰っていただきます。

平澤委員 年度ごとに個人のものとして入れ替わるということですか。

さくら草特別支援学校長 基本的に学年で教科書が変わりますのでそのようになります。

大谷委員長 選定方針は各学校で作成した後、指導2課長がチェックをしているのでしょうか。

指導2課長 これは我々の方で指導をしております。

大谷委員長 それでは、原案のとおり採択してよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時45分